

大綱 3

互いを認め合う、町民主体の 地域コミュニティ豊かなまちづくり (人権、地域コミュニティ、スポーツ・芸術・文化)

- 1 人権の尊重
- 2 多様性の尊重とジェンダー平等の推進
- 3 協働によるまちづくり
- 4 地域コミュニティの推進
- 5 スポーツ・芸術・文化活動の推進



3-1 人権の尊重

〈代表的な
SDGs〉



施策の取組方針

個人の価値観の多様化が進む中で、一人ひとりが個性を認め合い、互いの人権を尊重する豊かで平和な社会づくりを推進します。

現状と課題

人権が全ての人に関わる大切な問題であるという認識は、多くの方が持っています。

しかし、私たちの周りでは部落差別※をはじめ、こどもや高齢者、障害者への虐待、こどものいじめ、配偶者やパートナーに対する暴力（DV※）、インターネットへの悪質な書き込み、ヘイトスピーチ※、LGBTQ※などの性的少数者に関する問題など、さまざまな人権問題が今なお存在しています。

これに関連して、部落差別解消についての法律や埼玉県条例をはじめ、人権に関するいくつかの法律が施行されています。このため、家庭や地域、学校などにおける人権啓発、人権教育の取り組みや関係機関及び人権擁護委員※などと連携した人権相談の充実など、人権問題に対する取り組みや人権侵害に迅速に対応できる体制を整備していく必要があります。

また町では、平和への願いを結集し次世代に引き継ぐため、1989年（平成元年）4月1日に平和都市を宣言しています。

※**部落差別**：日本社会の歴史的な過程において形成された身分制度に基づく差別により、被差別部落の出身者であることなどを理由に、経済的・社会的・文化的に卑下される立場におかれ、現代社会においてもこれらの差別意識が基本的な人権を侵害している問題のこと。

※**DV**：Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又は、あった者から振るわれる暴力のこと。

※**ヘイトスピーチ**：特定の人種や民族、宗教などの少数者に対して、暴力や差別をあおったり、おとしめたりする侮蔑的な表現のこと。差別的憎悪表現とも呼ぶ。

※**LGBTQ**：Lesbian（レズビアン＝女性同性愛者）、Gay（ゲイ＝男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシャル＝両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー＝心と体の性が異なる人）、Queer／Questioning（クィアまたはクエスチョニング＝性的指向・性自認が定まらない人）の頭文字をつなげた略語で、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の総称。

※**人権擁護委員**：法務大臣が委嘱し、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していく活動を行う者のこと。

施策実現のための取り組み

3-1-1 啓発・教育活動の推進

①啓発活動の推進

部落差別をはじめとするさまざまな人権問題について、正しく理解し認識を深めるため、あらゆる場と機会を通じて情報提供や啓発活動に努めます。

②人権教育の推進

人権セミナーなどあらゆる機会を通じて人権教育を推進します。また、いじめ対策やLGBTQの啓発など、学校におけるさまざまな取り組みを充実します。

3-1-2 人権相談体制の充実

①相談・支援体制の充実

人権相談窓口の周知を図り、専門的な相談へつなげることでできる相談体制の強化を図ります。NPO※団体の力を活用し、配偶者・パートナーからの暴力（DV）をはじめ、ジェンダー※に基づく人権相談の充実を図ります。

②各機関との連携の強化

多様な人権問題に対応するため、関係機関や各種団体との連携を強化し、問題の解決に努めます。

施策の成果指標

中項目	指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度末))
3-1-1	人権セミナー開催回数	8回	40回／累計
	【説明】人権教育の推進のため、継続的に人権セミナーを開催することを目標とする。		

※NPO：Non-Profit Organization の略であり、「非営利組織」の意味。特に、政府や企業などではできない社会的な問題に、営利を目的とせずに取り組む民間組織（民間非営利団体）をいう。

※ジェンダー：生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別のこと。世の中の男性と女性の役割の違いによって生まれる性別のこと。

3-2 多様性の尊重と ジェンダー平等の推進

〈代表的な
SDGs〉



施策の取組方針

固定的な役割分担意識の是正や性の多様性への理解を促進します。

女性活躍推進や働き方改革など社会の転換期にあって、性別にかかわらず、あらゆる分野に参画することができる男女共同参画社会の実現をめざします。

現状と課題

男女共同参画に対する理解や女性の活躍が広がる一方で、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を前提とした社会通念などが十分に解消されておらず、是正に向けた取り組みが必要となっています。共働き世帯が増えていますが、家事・育児・介護などの大半を女性が担っているため、働く女性の育児や介護などの負担感は大きいものがあります。

ジェンダー平等を実現するとともに、長時間労働が当たり前となっている働き方改革や男性の育児や介護への参加、また、女性のさらなる社会進出など、男女が共にあらゆる分野に参画できる環境を構築することが求められています。

また、多様な性への理解や配慮が求められる中で、本町では性的指向または性自認に係る性的少数者の方々の自由な意思を尊重する「パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度※」を始めています。

施策実現のための取り組み

3-2-1 多様性の尊重

①意識啓発

地域・社会活動、仕事や家庭生活などさまざまな活動において多様な生き方をできる環境の実現を図ります。

また、性の多様性に関する町民の理解促進に向けた意識啓発に努め、「パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」など、多様性を尊重した取り組みを推進します。

3-2-2 男女共同参画の推進

①男女平等の意識づくりの推進

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消を図るため、保育士や教職員への研修を図ります。

※パートナーシップ・ファミリーシップ制度：互いを人生のパートナーまたは家族として尊重し、継続的に協力し合う「パートナーシップ・ファミリーシップ関係」であることを表明した一方又は双方が性的少数者である2者（ファミリーシップは2者とこども）が町に届出し、町がその届出を受理したことを公に証明する制度。

②男女共同参画の推進

男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野の活動に参画できるまちづくりを進めます。
また、政策・方針の意思決定における女性の参画を進めます。

3-2-3 男女が共に活躍できる環境づくり

①働きやすい環境づくり

男女がともに働きやすい環境づくりを推進するため、関係機関と連携した企業への啓発に努めます。また、柔軟な働き方の普及や男性の家事・育児・介護などへの参加を勧め、ワーク・ライフ・バランス※を推進します。

施策の成果指標

中項目	指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度末))
3-2-2	まつぶしコミュニケーションプランの進捗率	83.2%	96%
	【説明】男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するため、次期まつぶしコミュニケーションプランの目標年度である2029年度末(令和11年度末)に100%を達成できるよう、進捗率を向上させることを目標とする。		
3-2-2	男女が共に構成委員数の4割以上である審議会等の割合	29.5%	40%
	【説明】男女共同参画の推進のため、男女が共に構成委員数の4割以上である審議会等の割合を向上させることを目標とする。		
3-2-2	女性人材リストの登録者数	21人	26人
	【説明】男女共同参画の推進に関わる個人を登録した女性人材リストの登録者数を増加させることを目標とする。		

多様な性について考えてみませんか



松伏町では、「互いに認め合い人権を尊重する社会づくり」を進めるため、性的指向や性自認に係る性的少数者の方を応援するとともに、正しい理解を促進します。

松伏町・松伏町教育委員会

越谷人権擁護委員協議会越谷部会・松伏町人権教育推進協議会

ロゴマークのデザインモチーフ

ハート：愛、おもいやり、やさしさ、理解
シラコバト：県民の鳥、平和、はばたく
四つ葉のクローバー：希望、誠実、幸運を象徴
さくら（花）：やさしさ、美
蝶：美しさ、喜び、飛び立つ、Next Stage
レインボーカラー：LGBTのイメージカラー

多様性ジェンダー啓発カード

※ワーク・ライフ・バランス：国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

3-3 協働によるまちづくり

〈代表的な
SDGs〉



施策の取組方針

まちづくりに関する情報を、わかりやすく効果的に発信するとともに、町民と行政の協働のまちづくりに向け、共に考え、実践する仕組みの構築や活動団体などへの支援を図ります。

現状と課題

社会環境や価値観の変化により、公共サービスに対するニーズが多様化、高度化しており、行政だけでは対応が困難となっています。

こうした状況の中、町民や地域活動団体、ボランティア、企業など多様な主体が積極的にまちづくりに携わることで、さまざまな活力がまちづくりに活かされることが期待されます。

地域課題の解決に向け、地域力の向上につながる仕組みを構築する必要があります。

施策実現のための取り組み

3-3-1 町民参画の仕組みづくり

①町民参加機会の拡充

政策形成過程への町民参加を促進するため、公募委員※の登用や町民意見反映手続制度※など、多様な参加機会の創出に努め、情報の共有化を図ります。

②情報提供の充実

これまでの広報紙をさらに充実させるとともに、現在活用しているホームページやSNSの効果的な発信方法を検討し、さまざまな手法の活用などによりタイムリーな情報発信に努めます。

3-3-2 協働の担い手の育成

①協働の担い手の育成

協働のまちづくりに対する意識を高め、協働に対する事業の事例紹介や人材の育成を促進するための支援などを図ります。

※公募委員：公共機関ないし社会的に組織された法人・団体において設置された審議機関・諮問機関において一般から公募され、委嘱された委員をいう。

※町民意見反映手続制度：町が重要な施策などを立案する際、その案と関係資料を町民に公表し、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する町の考え方を公表する制度。

施策の成果指標

中項目	指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度末))
3-3-1	マッパーメール登録者数	2,843人	3,500人
	【説明】多くの方に町の情報を発信できるようにするため、登録者数を増加させることを目標とする。		
3-3-1	町民の声ボックスにいただいた意見への10日以内の回答率	78.43%	100%
	【説明】町民の声ボックス(紙又はメール)に頂いた町への意見に対し、速やかに回答することを目標とする。		



広報まつぶし



松伏町ガイドマップ

3-4 地域コミュニティの推進

〈代表的な
SDGs〉



施策の取組方針

地域コミュニティ活動や地域住民主体の地域づくりを支援するとともに、自治会活動の活性化を促進し、将来にわたり持続可能な地域運営の推進を図ります。また、多文化共生について広く啓発を行い、外国籍住民へのコミュニケーション支援などに努めます。

現状と課題

これまで、地域のコミュニティ機能を担ってきた自治会などの組織は、人間関係の希薄化や価値観の多様化などにより、加入率が低下しており、コミュニティ活動の停滞により、地域の支え合いがより必要な状況となっています。地域のコミュニティは、地域の防災対応力に密接な関係を持つものであり、これまで以上に地域のつながりの必要性が求められています。

そうした状況の中で、地域に最も身近なコミュニティ組織である自治会に対し、自治会活動の支援とともに、コミュニティ活動の拠点となる集会施設への維持管理の支援を行っています。

地域の活性化は、今後のまちづくりには必要不可欠であり、自治会活動を通じてコミュニティの促進に努めるとともに、外国籍住民が増加していることから、地域社会での多文化共生※を推進する必要があります。

施策実現のための取り組み

3-4-1 コミュニティ意識の啓発

① コミュニティ意識の高揚

コミュニティ活動の自主的な開催や参加を促進するため、公募制補助金の交付などを通じて意識啓発のための情報提供に努めます。また、活動拠点の整備・充実を図るなど、コミュニティ活動への支援に努めます。

② ボランティア活動への支援

地域社会に問題意識を持ち、その解決に向け自主的に行動を起こすことができるよう、協働のまちづくりの視点からボランティア活動の支援を図ります。

③ 地域コミュニティの場として公共施設の活用

多世代交流学習館のサロン事業※など、世代間を超えた事業を実施することにより、地域で不足しがちなコミュニティの場を提供し、町の活性化を図ります。

※多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

※サロン事業：こどもから高齢者まであらゆる世代が居心地が良いと思える「居場所」を提供し、利用者同士が交流することで地域コミュニティの活性化を目的とする事業のこと。

3-4-2 自治会活動の活性化の促進

①自治会活動への参加意識の啓発

地域住民間のコミュニティの促進を図るため、自治会連合会の活動や運営をサポートし、自治会活動の周知及び自治会活動への参加意識の啓発に努めます。

②自治会活性化への支援

コミュニティ活動の拠点である集会施設の維持管理や自治会が主催するイベントなどを支援し、地域住民主体の地域づくりを促進し、地域の活性化を図ります。

3-4-3 多文化共生の推進

①交流機会の充実

多文化共生をめざし、異なる文化や習慣への偏見をなくすため、国籍を超えた交流を深める機会を充実します。

②国際的な人材の育成

国籍に関わらず、全ての町民がお互いに理解し合い、地域の一員としてまちづくりに参加できるよう、情報提供などに努めます。また、町民向けの情報について、多言語表記に努めます。

施策の成果指標

中項目	指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度末))
3-4-1	公募制補助金の申請件数	3件	20件／累計
	【説明】町の活性化を目的とする松伏町公募制補助金の申請件数を増加させることを目標とする。		
3-4-2	自治会加入促進の啓発回数	1回	60回／累計
	【説明】自治会加入促進のため、広報紙などによる啓発を継続的に実施することを目標とする。		
3-4-3	まつぶし日本語ひろば参加者数	88人	500人／累計
	【説明】多文化共生をめざし実施する「まつぶし日本語ひろば」の参加者数を増加させることを目標とする。		

3-5

スポーツ・芸術・文化
活動の推進〈代表的な
SDGs〉

施策の取組方針

地域スポーツ活動を通じて、こどもから高齢者まで、誰もがスポーツなどを楽しみ、健康でいきいきと暮らせるよう、スポーツ・レクリエーション活動の普及啓発を図ります。

芸術・文化は人生を豊かにすることから、さまざまな文化芸術活動への支援や親しむ機会の提供に努めるとともに、町民一人ひとりが生涯にわたり、学び続けることができ、知識や経験、学習の成果を生かすことのできるまちづくりを推進します。

また、町民の国内・国外の交流活動を支援し、町民一人ひとりが広い視野を持ってさまざまな文化や人々と交流が図れるよう努めます。

現状と課題

健康志向の高まりから気軽に楽しむことのできるスポーツ・レクリエーションに対するニーズが高まっています。生涯にわたり健康的で明るく活力のある生活を送るため、ライフステージに応じて継続的にスポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境整備が求められています。

生涯学習活動は、楽しみや生きがいづくりにつながりますが、技術革新や情報化などの進展に伴い新たな知識を習得する多様な学習が必要であり、町民の希望に応じた学習機会の提供や環境整備などが求められます。また、生涯学習によるまちづくりを進め、こどもから大人までのあらゆる世代の人材を発掘・育成できる仕組みづくりも必要です。

芸術・文化活動の拠点となる中央公民館や多世代交流学習館では、さまざまな学習講座を開設し、継続的な学習機会を提供し、学習成果の発表の機会を設けています。

本町は「音楽によるまちづくり」を推進しており、田園ホール・エローラではさまざまなコンサートを開催し、町民が気軽に音楽に親しむことができる機会の充実に努めています。

また、地域の歴史と風土に根ざした文化資源を地域文化の振興に活用していくことも大切であることから、町民のより一層の郷土への愛着を深めるため、文化財を活用した学習の場の提供を行います。

国際交流は、国際交流協会を中心にオーストリアとの青少年交流に多くの中高生が参加する一方、外国籍住民の増加などにより、日常生活においても外国人とふれあう機会が増えています。このため、さまざまな分野での交流の機会創出が必要です。

施策実現のための取り組み

3-5-1 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の充実

①スポーツ・レクリエーション活動の推進

スポーツ推進委員や地域スポーツクラブと協力して、身近な地域で気軽にスポーツ・レクリエーション活動を推進します。また、スポーツ協会の協力を得て一流アスリート選手などによるスポーツ教室やイベントなどの周知と参加を促進します。

B&G 海洋センターなどのスポーツ・レクリエーション施設の安全かつ快適な利用に向けた維持管理と有効利用に努めます。

②活動団体や指導者の発掘、人材育成

町民の自主的な活動を促進するため、サークル活動に対する支援とともに、地域スポーツクラブやスポーツ少年団の活動を活発にするため、指導者の発掘・育成に努めます。

3-5-2 芸術・文化活動の充実

①芸術・文化活動の支援

文化協会などの各種団体への活動支援により、町民誰もが気軽に芸術や文化に親しむ機会を充実します。

②音楽によるまちづくりの推進

田園ホール・エローラを中心に、町民が気軽に音楽に親しむことができる機会の充実に努めるとともに、こどもたちなど音楽に携わる団体への支援などを行い、音楽によるまちづくりをめざします。

③歴史・文化の保存と継承

町内に残る文化財の歴史的価値を見出し後世へ残すため、資料の調査・研究を進め、文化財の保護及び町史の編さんを行います。

3-5-3 多様な学習機会の提供

①学習内容の充実

町民の学習ニーズに対応した生涯学習機会を拡充するとともに、「まつぶし出前講座」を活用し、いつでも・だれでも・どこでも自主的な学習の場を提供することで、魅力ある学習機会を提供します。

②学習成果の活用

生涯学習の成果を発表する機会の充実とともに、まちづくりやこどもの育成などに活用できるよう、機会の提供に努めます。

③学習環境の整備

町民一人ひとりが生涯にわたり、学び続けることができ、学びたいという思いに応えられるよう、中央公民館では長寿命化を踏まえた計画的な改修を行うとともに、多世代交流学習館については適切な維持管理に努め、学習環境の整備を図ります。

また、専門的な知識や技能を有する地域人材を発掘・活用することにより、学習環境の支援体制の充実を図ります。

3-5-4 広域交流の充実

①国内交流の推進

地域資源※を活用した他自治体との交流事業を推進し、さまざまな分野ごとの交流機会の創出に努めます。

②国際交流の推進

国際交流協会と連携し、外国籍住民の日本文化への理解を深めるとともに、日本人の外国人理解を深める交流を促進します。

施策の成果指標

中項目	指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度末))
3-5-1	スポーツ活動の実施事業回数	39回	200回／累計
	【説明】社会体育事業で実施されるスポーツ教室の実施事業回数を増加させることを目標とする。		
3-5-2	中央公民館・多世代交流学習館の講座やイベントなどの利用件数	4,485件	22,500件／累計
	【説明】芸術・文化活動の拠点となる中央公民館・多世代交流学習館における講座やイベントなどの利用件数を増加させることを目標とする。		
3-5-2	町史編さんの進捗率	78%	100%
	【説明】町内に残る文化財の歴史的価値を見出し後世へ残すため、町史編さん計画に基づく刊行を完了することを目標とする。		
3-5-3	まつぶし出前講座注文件数	10件	50件／累計
	【説明】多様な学習機会を提供するため、継続的にまつぶし出前講座の注文を受け付けることを目標とする。		
3-5-3	図書の貸出者数	7,746人	40,000人／累計
	【説明】中央公民館図書室・多世代交流学習館図書室における図書の貸出者数を増加させることを目標とする。		

※地域資源：自然資源だけでなく、人的、歴史・文化的な資源など、地域に存在する特徴的なものを資源として活用できるものと捉えた総称。



田園ホール・エローラ



ささら獅子舞



スポーツ少年団によるスポーツ体験会

